旧

(目的)

第1条 この規程は、高知県公立大学法人(以下「法人」という。)の理事長、 理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関し、必要な事項を定めるも のとする。

新

(役員の報酬)

- 第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び期末手当と し、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。
- 2 高知県公立大学法人給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける 職員である理事(以下「職員である役員」という。)については、報酬を支給 しない。

(給料)

第3条 常勤の役員の給料月額は、次のとおりとする。

理事長 515,000円

- 2 理事長は、経営審議会の議を経て、前項の給料月額を変更することができる。 (通勤手当)
- 第4条 通勤手当は、給与規程に基づく職員に対する通勤手当の例に準じて常勤 | の役員に対し支給する。

(期末手当)

- 第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」と いう。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準 日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。
- 2 期末手当の算出の基礎となる額(以下「期末手当基礎額」という。)は、給 料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分 │ 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分

(目的)

第1条 この規程は、高知県公立大学法人(以下「法人」という。)の理事長、 理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(役員の報酬)

- 第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び期末手当と し、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。
- 2 高知県公立大学法人給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける 職員である理事(以下「職員である役員」という。)については、報酬を支給 しない。

(給料)

第3条 常勤の役員の給料月額は、次のとおりとする。

理事長 989,000円

- 2 理事長は、経営審議会の議を経て、前項の給料月額を変更することができる。 (涌勤手当)
- 第4条 通勤手当は、給与規程に基づく職員に対する通勤手当の例に準じて常勤 の役員に対し支給する。

(期末手当)

- 第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下これらの日を「基準日」と いう。) にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準 日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。
- 2 期末手当の算出の基礎となる額(以下「期末手当基礎額」という。)は、給 料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。

新

の140、12月に支給する場合においては100分の<u>155</u>を乗じて得た額とする。 (非常勤役員手当)

- 第6条 非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。
 - (1) 理事(非常勤) 日額 50,000円
 - (2) 監事(非常勤) 日額 50,000円
- 2 公務員の職にある役員については、報酬を支給しないことができる。 (支給日及び支給方法)
- 第7条 役員報酬の支給日及び支給方法等については、給与規程に準じて取り扱う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日改正) この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

ſΗ

の 140、12 月に支給する場合においては 100 分の <u>150</u> を乗じて得た額とする。 (非常勤役員手当)

- 第6条 非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。
 - (1) 理事(非常勤) 日額 30,000円
 - (2) 監事(非常勤) 日額 30,000円
- 2 公務員の職にある役員については、報酬を支給しないことができる。 (支給日及び支給方法)
- 第7条 役員報酬の支給日及び支給方法等については、給与規程に準じて取り扱う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。